

(乙)

工 種 ・ 名 称	種 別	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
第 1 号 内 訳 書	脱水ケーキ処理工						
脱水ケーキ運搬工			ton	2,400.00			第 1 号 代 価 表
コンポスト化処理工			ton	2,400.00			
計							
共通仮設費			式	1.00			
計							
現場管理費			式	1.00			
計							
一般管理費等			式	1.00			
合 計							
脱水ケーキ処理工1t当たり単価			ton	1.00			

$$(Z)$$
[illegible]

仕 様 書

1 業務名

太田川流域下水道東部浄化センター脱水ケーキ処理業務その3（コンポスト化）

2 業務場所

広島市南区向洋沖町1番1号

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、太田川流域下水道東部浄化センター（以下「センター」という。）から発生する脱水ケーキ（以下「汚泥」という。）のコンポスト化処理を行うことにより、資源の再利用を図ることを目的とする。

5 業務内容

(1) 汚泥の性状、搬出量等

ア 汚泥は、下水道の有機性汚泥（消化汚泥）に高分子凝集剤を添加し脱水したものである。

イ 汚泥の含水率は、約76～82パーセントである。

ウ 運搬車両への汚泥の積み込み量は1車当たり10トン程度、1日当たり平均6.6トン程度とする。また、汚泥の搬出量の年間予定数量は2,400トンとする。ただし、汚泥の予定数量は、施設の維持管理状況その他の事由により増減することがある。

エ 搬出量は、センター内の計量器で計量した数量とする。ただし、故障等により計量できない場合は、別途協議する。

オ 汚泥貯留ホoppaは電動カッタゲート式で、貯留容量は15立方メートルである。

(2) 汚泥の積み込み及び運搬等

ア 受注者は、天蓋付水密構造で、積載物が荷台から落下せず、臭気等が漏洩しない構造の車両を使用し、関係法令に基づき適正かつ安全に収集運搬を行うものとする。

イ 汚泥の積み込み場所は別図のとおりとし、発注者が受注者の天蓋付水密ダンプに直接積み込む。

ウ 受注者は、汚泥の積み込み終了後に発注者係員等から計量票を受け取るものとする。

エ 受注者は、汚泥の積み込み終了後、貯留ホoppa周辺の床面等の清掃を行うものとする。

(3) 肥料化処理における留意事項

ア 受注者は、肥料化処理計画に基づき、適正に肥料化処理を行うものとする。ただし、設備の故障その他やむを得ない事由により肥料化処理ができない場合は、書面により発注者の承諾を受け関係法令に基づき適切な方法により処理するものとする。

イ 受注者は、汚泥の貯蔵、発酵を不透水性の発酵槽及び上屋を備えた施設で行い、周辺環境の保全を考慮して適切な臭気及び排水対策を講じるものとする。

ウ 受注者は、汚泥の強制通気、切り返し等による好気性発酵を行い、肥料施用先での取扱いにおいて衛生的で悪臭の発生、植物への障害が発生しない、安定した性状となるような肥料化処理を行うものとする。

6 業務実施にあたっての留意事項

(1) 汚泥の搬出日

汚泥の搬出日は、発注者が搬出依頼した日に行うものとする。ただし、1月1日及び点検その他の事由により脱水設備を停止する場合並びに搬出停止その他の措置を講じる必要が生じた場合を除く。

(2) 業務実施搬出時間等

本業務での汚泥の搬出は、原則として午前6時から午後6時30分の間で、**発注者が依頼した時間に行うこととする。**

7 提出書類

(1) 受注者は契約締結後速やかに、次の書類を添付した「産業廃棄物処理計画書」を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

なお、許可証等の写しの提出にあたっては、原本を提示し確認を受けるものとする。ただし、その許可証等の写しに法人（共同企業体にあつては、当該許可等を受けた構成員）の代表者印の押印がある場合は原本との確認があったものとみなす。

また、提出書類に変更が生じた場合も同様とする。

ア 業務責任者等指名届

イ 業務担当者名簿（運搬に従事する者は運転免許証の写しを添付）

ウ 本業務に使用する施設及び設備、付帯設備の仕様、能力を記載した書類

エ 本業務に使用する車両の車検証の写し及び任意保険証の写し

オ 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

カ 肥料取締法に基づく普通肥料登録証の写し

キ 前年分の農林水産大臣への普通肥料の生産数量等の報告の写し

ク 県外の産業廃棄物を処理することにより必要となる各届出の写し（県外処理する場合）

ケ 前年度における肥料販売実績（販売先ごとの数量を記載したもの）

コ 肥料化処理計画書（処理工程図に汚泥受け入れから製品となるまでの処理工程の日数を記載したものを添付）

サ 廃棄物の運搬経路図

シ 緊急連絡先表（道路管理者、保健所等を記載）

(2) 発注者が肥料販売先との肥料売買を確認できる資料の提出を求めた場合は、速やかに提出する。

8 報告書類

(1) 受注者は、各月の委託業務実施報告書として、次に掲げるものを提出するとともに、業務の履行状況を明らかにしておくものとする。なお、すべての業務が完了した時には、業務完了報告書を提出する。

ア 業務報告書（各月）

イ 月間集計表

ウ 肥料化処理実績表（月報）

収集運搬ごとに肥料化処理に使用した原材料の使用量及び種類を記載した資料を添付すること。

(ア) 受入れ量

(イ) 肥料の製造原料の使用量（種別ごと）

エ 業務写真帳

(ア) 業務写真帳はA4判の製本とし、プリントサイズは自動車登録番号や撮影内容が分か

る大きさとする。

(イ) 撮影内容、撮影回数は、以下のとおりとする。

- a センターでの積込状況、運搬車両の外観、処理施設入場状況（毎月1回以上）
- b 肥料化処理施設への搬入、荷卸し作業中（搬入毎）

(2) 受注者は、次の受入れ実績表、肥料製造、出荷実績表等を提出するものとする。

ア 受入れ実績表（月報）

受入れ量（広島市等その他の都市名、処理施設名、原料種別の記入を含む。）

イ 肥料製造、出荷実績表（月報）

(ア) 製造量（製品含水率含む。）

(イ) 出荷先別出荷量及び主な販売先（名称・所在地・用途）並びに出荷形態（袋詰め、車両搬出等）

ウ 製造、出荷写真帳（月毎）

(ア) 写真帳は、A4判のアルバム製本とし、写真の大きさはサービス判程度とする。

(イ) 撮影内容、撮影回数は、以下のとおりとする。

- a 製造状況（各代表的な工程毎に毎月1回以上）
- b 製品荷姿（毎月1回以上）
- c 出荷中の状況（毎月1回以上）

(3) 行政処分等に係る報告

受注者は、本業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分や改善勧告等行政指導を受けた場合、その内容を直ちに発注者に対し口頭で行うと共に書面により報告するものとする。

(4) その他

各都道府県条例により行政区域外からの産業廃棄物搬入に係る協議・届出が必要となる場合は、それに係る収集・運搬及び処分に係る資料等を提出する。

9 履行状況確認

発注者は、履行状況を確認するため、受注者の施設を適宜、立入調査できるものとする。

10 搬出停止等の措置

前記報告、履行状況確認等により発注者が必要と認めた場合、汚泥の搬出停止、搬出量の調整その他必要な措置を講ずることができるものとする。なお、これにより受注者が損害を受けても、その損害補償を発注者に請求することはできない。

11 費用の負担

本業務を実施するに当たり、受注者がセンター内で使用する電気、水道は、施設のものを使用することができる。ただし、使用に際しては、極力、節減に努めるものとする。

12 その他

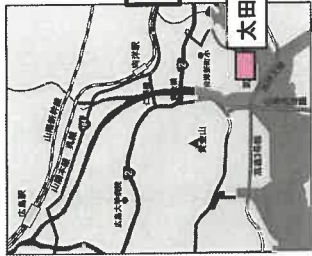
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準に関する事項は、別に定める様式による。
- (2) 下水汚泥発酵肥料が特定普通肥料に指定された場合には、受注者は速やかに必要な手続きを行うこと。
- (3) 汚泥の排出経路に当たる近隣住宅団地では、午前7時30分から同8時30分の間、大型車両の通行は禁止となっている。
- (4) 本業務の搬出場所及び搬出経路は住居地域となっていることから、発注者が必要と認めた場合、受注者は搬出車両天蓋へのシート等による臭気対策を行うものとする。ま

た、通常の車両管理においても、水洗浄等を行い臭気対策に努めるものとする。

- (5) 本仕様書において疑義が生じた場合、また定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

13 契約における特約事項

この契約は、当該契約に係る令和8年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。



番号	名称
1	管理本館
2	屋外倉庫
3	車庫
4	放流口
5	I系ポンプ棟
6	I系17レーン沈砂池棟
7	I系送風機棟
8	I系水処理施設1～12号池
9	I系急速砂ろ過棟
10	I系汚泥濃縮機棟
11	I系汚泥処理棟
12	I系汚泥熱交換器棟
13	I系汚泥消化タンク1～4号
14	I系消化ガススタック1・2号
15	I系余剰燃焼装置
16	I系消化ガス発電機設備
17	I系非常用発電機設備
18	待高変電所
19	II系ポンプ棟
20	II系17レーン沈砂池棟
21	II系送風機棟
22	II系水処理施設(23～28号池)
23	II系急速砂ろ過棟
24	II系汚泥濃縮機棟
25	II系汚泥処理棟
26	II系汚泥熱交換器棟
27	II系汚泥消化タンク1・2号
28	II系消化ガススタック1号



II系脱水ケーキ積込場所

太田川東部浄化センター

車両重量計量場所

I系脱水ケーキ積込場所

・・・業務場所

太田川流域下水道
東部浄化センター配置図

広島市南区向洋沖町1番1号

業務名

太田川流域下水道東部浄化センター
脱水ケーキ処理業務その3(コンポスト化)

図面番号

1/3

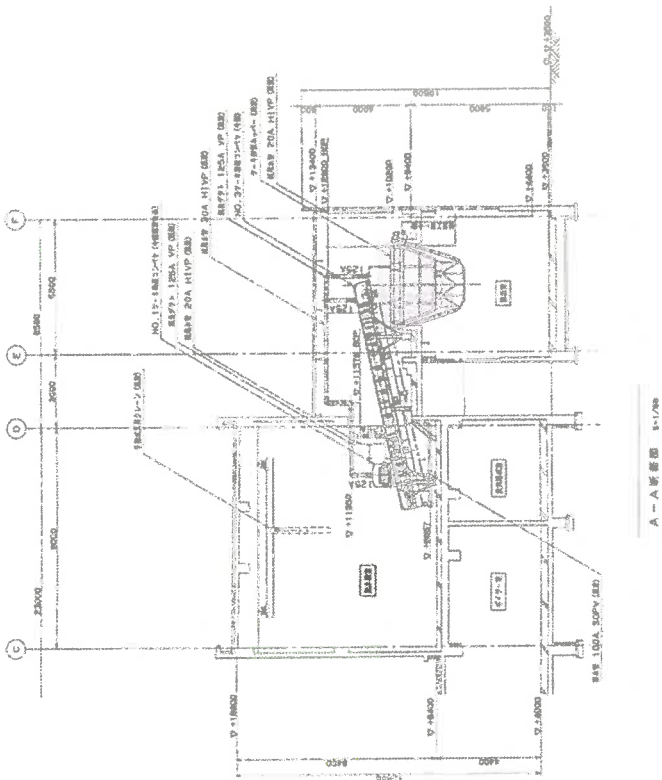
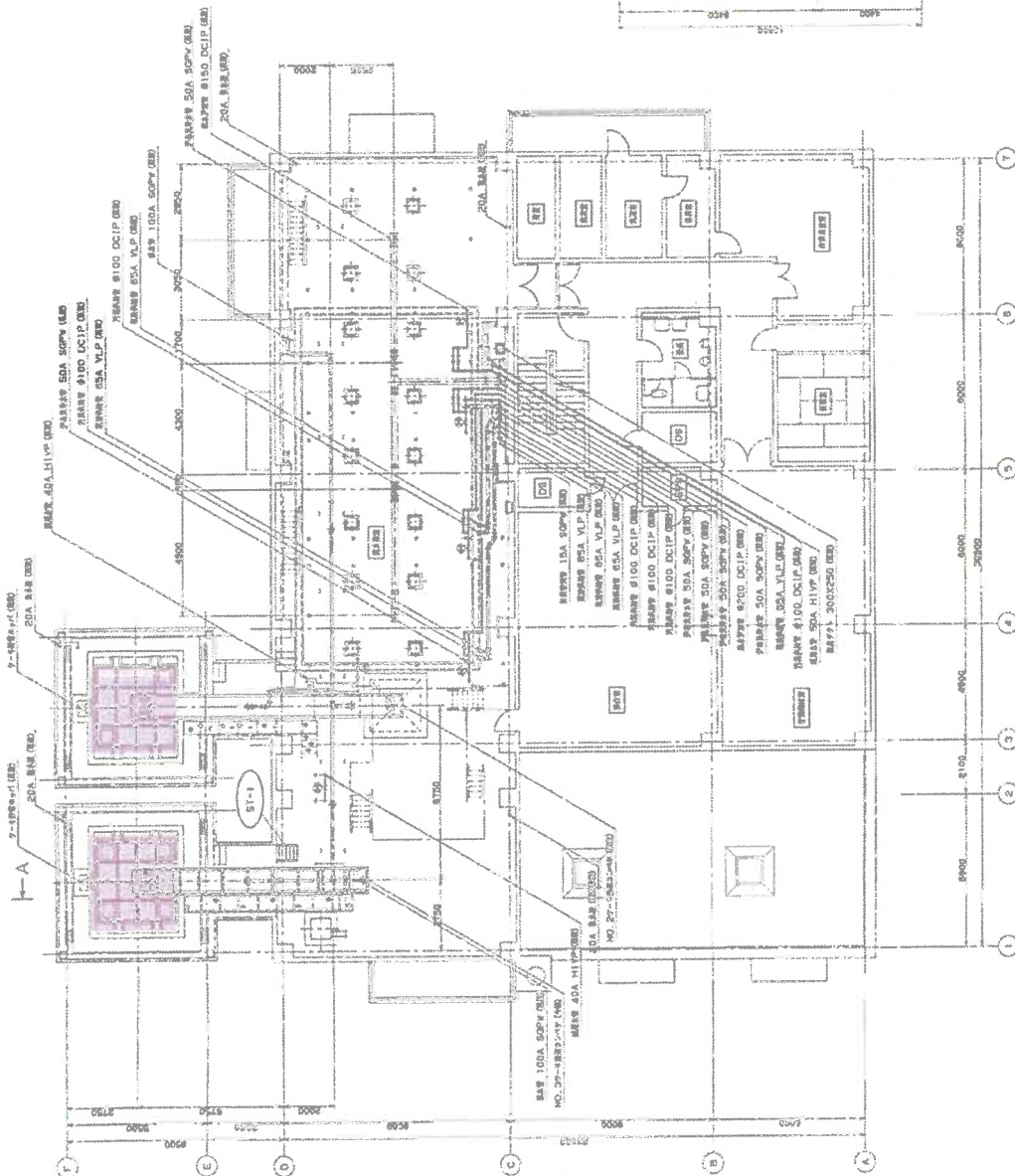
種別

NO SCALE

縮尺

ケーキ貯留ホッパ(別途工事)

仕 様	
形 式	鋼板角形電機駆動機
台 数	1 台
貯 留 物	下水汚濁水ケーキ (貯留比重: 0.8~1.0)
容 量	15m ³ (貯留容量), 17.25m ³ (公称容量)
寸 法	入口 500 mm × 500 mm 出口 1,000 mm × 1,000 mm 高さ 3,650 mm
パワーシリンダ	電動シリンダ DGP6T-10J ストローク 1,000 mm
	推力 6,000 kgf 公称速度 54 mm/s
	3.7kW 400V 60Hz プレーキ付
重量・出力装置	型式C2M1-10T 台数4台 重量は4~20mA/0~15 (で出力)
付 属 品	潜水電機 (50Hz), 防錆止スカーフ (防錆用), 鋼板 (SS・マニッシュ鋼板は別注)



...業務場所

I 系脱水ケーキ積込場所
平面図・断面図

業務場所

広島市南区向洋沖町1番1号

業務名

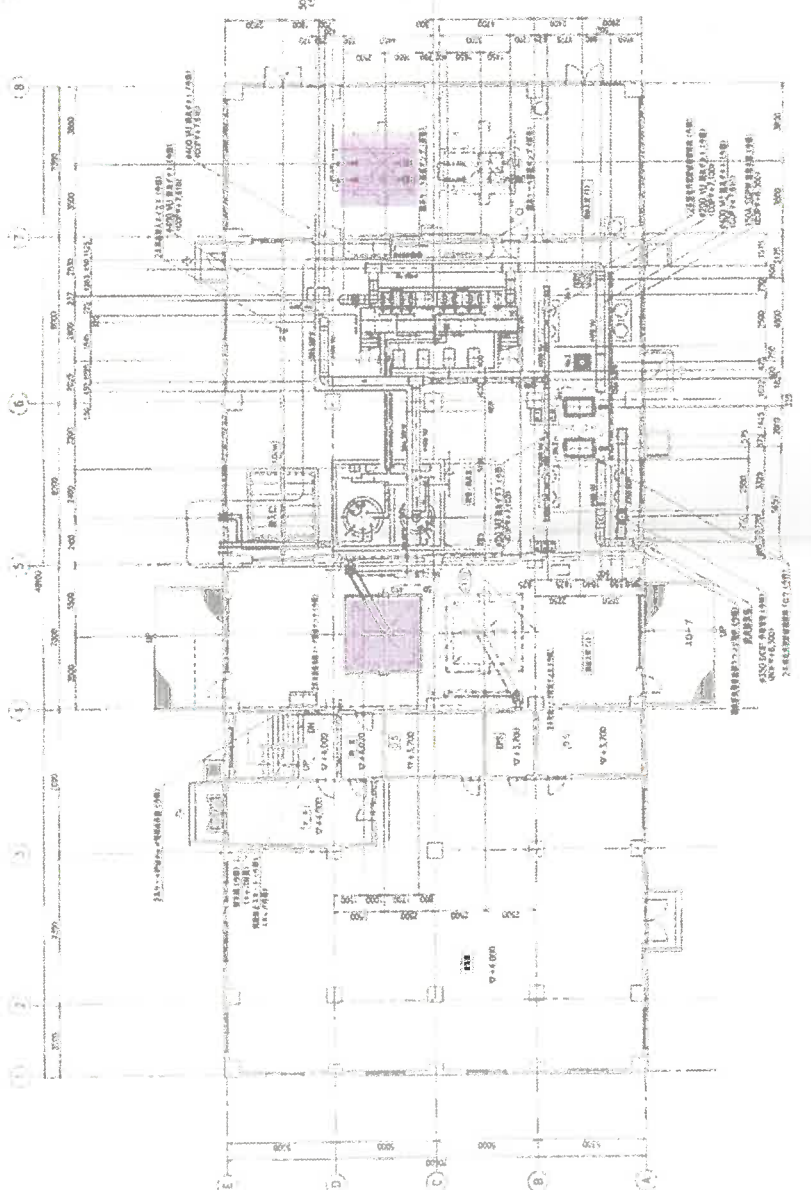
太田川流域下水道東部浄化センター
脱水ケーキ処理業務その3 (コンポスト化)

図面番号

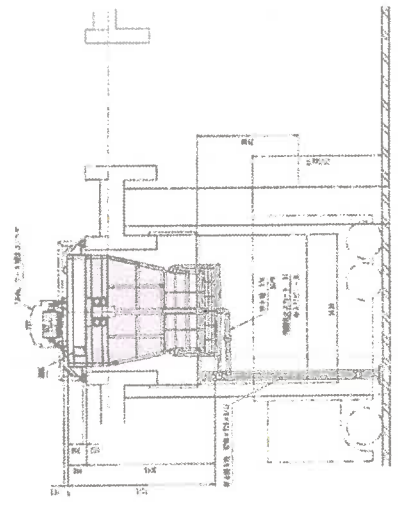
2/3

種別

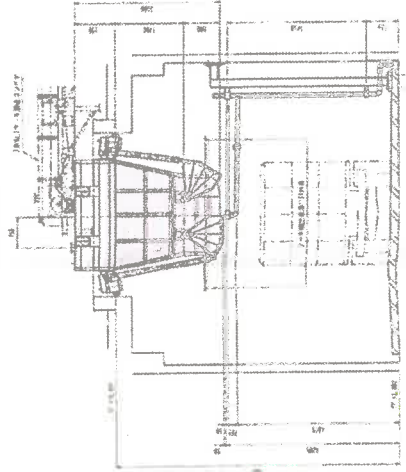
縮尺 NO SCALE



全体網立図 1/100
A A



8-8



2系脱トケー貯留ホッパ

仕 様	
形 式	電動カッター式
台 数	1 台
貯 留 物	下水汚泥ホッパ (1000t)
容 量	15t (貯留容量)
寸 法	入ロ 800mm × 800mm 出ロ 1000mm × 1000mm 高さ 3000mm
メーカー	モートルシリンダ 800W・100V ストローク 100mm
	構造材料 公称鉄板 4mm
	重量 400kg 60kg 70kg 80kg
製造会社名	株式会社 1111 台数 1台

...業務場所

縮尺	NO SCALE	種別	II系脱水ホッパ積込場所 平面図・断面図	業務場所	広島市南区内洋沖町1番1号	業務名	太田川流域下水道東部浄化センター 脱水ホッパ処理業務その3 (コンポスト化)	図面番号	3/3
----	----------	----	-------------------------	------	---------------	-----	---	------	-----